

令和6年度 大型車用トルク・レンチ導入促進助成について
(全日本トラック協会)

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、車両総重量8 t以上の事業用トラックを管理する千葉県内の事業所に、新たにトルク・レンチ（中古品・レンタル品を除く）を導入したものとする。
期間：令和6年4月1日～令和7年1月末日
3. 助成対象性能 大型車用トルク・レンチ（「600N・m」以上の締め付け能力を有する）トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）
※車両総重量8 t以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限る
4. 申請受付期間 令和6年6月1日～令和7年2月6日午後5時必着
(全てA4サイズで作成) ※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
 - (1) 令和6年度 大型車用トルク・レンチ導入促進助成実績報告書
 - (2) 導入一覧表
 - (3) 「600N・m」以上の締め付け能力を有することが確認できる**カタログ**等のコピー
 - (4) 当該事業所で管理する車両総重量8t以上の車両の自動車検査証記録事項のコピー(1台分) **※受付日時点で有効期間内のもの**
 - (5) **購入の場合**…単価の記載がある**請求書**のコピー
領収書・インターネットバンキングの振込結果(**確定済・承認済**等)のコピー
 - (6) **リース・割賦の場合**…単価の記載がある**見積書**のコピー
リース契約書・割賦販売契約書等のコピー※上記(3)で締め付け能力が確認できない場合、「600N・m」以上の締め付け能力を有する旨、付記することを発行者に依頼すること。
6. 助成台数 車両総重量8 t以上の事業用トラックを管理する事業所に上限1台
7. 助成金額 取得価格（消費税を除く）の1/2として上限3万円
(小数点以下切り捨て)
※但し、国からの補助金が交付された装置に対しては交付しない。